

聴覚障害の認定方法に関する検討会（第3回）	
平成26年10月30日	資料1

聴覚障害の認定方法の見直しに係る議論のまとめ（案）

聴覚障害の認定方法に関する検討会

【これまでの経緯】

- 平成 26 年 2 月に、聴覚障害の認定が適正に行われたのか疑念を生じさせるような事案の報道がなされたことを契機に、認定方法の見直しについて検討することが、課題となった。
- 本検討会において、今後同様の事案を生じさせないための方策について検討を行ってきた。

（検討会の開催状況）

- 第 1 回 3 月 2 6 日：現状の認定方法について、今後の進め方 等
- 第 2 回 9 月 2 日：関係団体ヒアリング、研究班からの報告 等

【現状での対応】

- 聴覚障害の認定における聴力測定は、純音オーディオメータを主体として行うこととされている。

※ 純音オーディオメータ

電氣的に発生した検査音を聞かせ、対象者の認知応答（聞こえたらボタンを押す）により、聴力を検査する。

- 障害程度の認定においては、聴力図、鼓膜所見等により、その聴力レベルが妥当性のあるものであるかを十分に検討する必要があるとされており、必要に応じて（指定医等の判断で）、他覚的聴力検査（A B R 検査等）が実施されている。

※ A B R（聴性脳幹反応検査：auditory brainstem response）

耳と頭部等に電極を取り付け、ヘッドホンからの音による脳波の変化（聞こえると脳が反応して脳波に変化が生じる）により、聴力を検査する。

【検討会における議論】

- 検討会においては、
 - ・ 詐聴や機能性難聴が疑われる場合のＡＢＲ等の他覚的聴力検査の実施について、どのように考えるか
 - ・ 指定医の専門性の向上を目指すべきではないか等の意見があった。
- 一方、認定を受ける方の負担が過度にならないといった点にも留意する必要があるとの意見もあった。
- これらを踏まえ、本検討会においては、今後の対応策として、
 - (１) 詐聴や機能性難聴が疑われる場合の他覚的聴力検査の実施
 - (２) 聴覚障害に係る指定医の専門性の向上が考えられるのではないかと認識に至った。

【今後の対応（案）】

上記２点についての具体的な対応（案）としては、以下のような対応が考えられる。

(１) 他覚的聴力検査の実施について

- 詐聴や機能性難聴が疑われる場合には、ＡＢＲ等の他覚的聴力検査等を実施し、総合的に判断することが必要である。
- しかしながら、定期的な検査の実施や申請者全員への検査の義務付けについては、以下の理由により、現実的ではないのではないかと。
 - ・ 認定を受ける方の負担感（関係団体ヒアリングでの意見）
 - ・ 医療機関における他覚的聴力検査機器の設置状況

※ ＡＢＲの設置状況

指定医のいる医療機関全体で 23.1%（うち、病院 68.4%、診療所 4.9%）

- ・ 通常、聴力は段階を追って低下していくことが多く、突然２級（両耳全ろう）の申請を行うことは非常に稀であり、そのような方は専門性の高い医療機関を既に受診していることが多い。

- このため、以下の場合について、他覚的聴力検査を行うこととしてはどうか。

(案)

過去に聴覚障害に係る身体障害者手帳の取得歴のない者に対し、2級（両耳全ろう）の診断をする場合はA B R等の他覚的聴力検査を実施し、申請の際には必ず検査結果を添付することとする。

（２）聴覚障害に係る指定医の専門性の向上について

- 聴覚障害の診断は専門的な技能を要し、現在においても耳鼻咽喉科医が指定医の中核を担っていると考えられるため、指定医の中でも耳鼻咽喉科医の専門性を向上させる必要がある。

(参考)

- ・ 例えば、横浜市の平成 22 年度の調査によれば、聴覚障害の申請 789 件は、全て耳鼻咽喉科の指定医が診断書・意見書を記載している。
- ・ 横浜市で平成 25 年度に新規に指定した聴覚障害の指定医（12 名）は全て耳鼻咽喉科医である。

- 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の指定については、指定を受ける障害種別の診断に関する相当の学識経験を有する医師について行うこととなっているが、聴覚障害に係る指定医の新規の指定に当たっては、以下の条件を加えてはどうか。

(案)

聴覚障害に係る指定医を新規に指定する場合には、原則として、日本耳鼻咽喉科学会の専門医であることを推奨する。
ただし、地域の実情等に十分配慮するものとする。

- なお、新規以外のすべての指定医の専門性の向上を図るため、講習会等を活用することも考えられるのではないか。

(例) 日本聴覚医学会の聴力測定技術講習会（聴覚医学・医師講習会）

国立障害者リハビリテーションセンターの補聴器適合判定医師研修会 等